

## 国土審議会 首都圏及び近畿圏整備分科会における審議の経緯等

(工業(場)等制限制度の今後の在り方について)

- 10月19日 国土交通大臣より国土審議会に諮問  
「首都圏及び近畿圏における工業(場)等制限制度の今後の在り方について」  
(別紙1)
- 10月29日 国土審議会会長が首都圏整備分科会及び近畿圏整備分科会に付託  
(別紙2)
- 10月29日 第2回首都圏整備分科会(※) (趣旨説明、審議等)
- 11月 2日 第2回近畿圏整備分科会(※) (趣旨説明、審議等)
- 11月 9日 第3回首都圏整備分科会 (学識経験者、関係地方公共団体の意見陳述等)  
(意見陳述者)  
福井県立大学 経済学部 教授 加藤 秀雄氏 (工場立地関係)  
東京大学大学院 情報学環・学際情報学府 教授 原島 博氏 (大学立地関係)  
群馬県 企画部 地域整備課長 嶋 一哉氏  
東京都 都市計画局 技監 勝田 三良氏
- 11月13日 第3回近畿圏整備分科会 (学識経験者、関係地方公共団体の意見陳述等)  
(意見陳述者)  
大阪大学大学院 国際公共政策研究科 教授 林 敏彦氏 (工場立地関係)  
京都大学大学院 経済学研究科 教授 吉田 和男氏 (大学立地関係)  
大阪府知事 太田 房江氏
- 11月30日 第4回首都圏整備分科会 (報告書素案について)
- 12月13日 第4回近畿圏整備分科会 (報告案について)
- 12月20日 第5回首都圏整備分科会 (報告案について)
- 12月27日 国土審議会に両分科会の調査審議結果を報告 (予定)
- (日程未定) 国土審議会より国土交通大臣に答申 (予定)

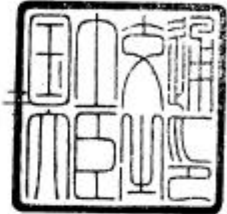
(※) 首都圏、近畿圏とも第1回の分科会は、工業(場)等制限制度とは別の事項が審議されている



国 都 企 第 1 8 号  
平成13年10月19日

国土審議会会長  
秋山 喜久 殿

国土交通大臣  
林 寛



首都圏及び近畿圏における工業(場)等制限制度の  
今後の在り方について(諮問)

産業構造の変化、少子化の進行等の社会経済情勢の変化を踏まえた首都圏及び近畿圏における工業(場)等制限制度の今後の在り方について、首都圏整備法(昭和31年法律第83号)第18条第1項及び近畿圏整備法(昭和38年法律第129号)第6条第1項の規定に基づき、国土審議会の意見を求めます。

## 国土審議会への諮問について

### 1. 諮問内容

産業構造の変化、少子化の進行等の社会経済情勢の変化を踏まえた首都圏及び近畿圏における工業(場)等制限制度の今後の在り方について、首都圏整備法第18条第1項及び近畿圏整備法第6条第1項の規定に基づき、国土審議会の意見を求めます。

### 2. 背景・趣旨

- (1) 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律(昭和34年法律第17号)及び近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律(昭和39年法律第144号)(以下「制限法」という。)は、首都圏及び近畿圏の大都市中心部における産業及び人口の過度の集中を防止することを目的として、首都圏については首都圏整備法第27条に基づき昭和34年に、近畿圏については近畿圏整備法第15条に基づき昭和39年に制定され、数度の法律・政令の改正を経て今日に至っている。
- (2) 制限法は、一定規模以上の工場や大学等の新增設を制限するものであるが、法律制定から40年近く経った今日、製造業からサービス業への変遷、産業のグローバル化等の産業構造の変化、少子化の進行等、社会経済情勢は著しく変化しており、工業(場)等制限制度は、産業及び人口の過度の集中を防止するという目的を達成する手段として、その有効性・合理性が薄れてきている。
- (3) また、総合規制改革会議の「重点6分野に関する中間とりまとめ」(平成13年7月24日)において制限法の見直しが提言されるとともに、工業(場)等制限区域を含む地方公共団体等からは、都市再生の観点から制限法を廃止すべきとの要望が提出されているところである。
- (4) このような背景の下、首都圏及び近畿圏における工業(場)等制限制度の今後の在り方について検討する必要があることから、今回諮問を行うこととしたものである。



国 国 土 審 第 2 7 号  
平成13年10月29日

国土審議会首都圏整備分科会長  
杉 岡 浩 殿

国土審議会近畿圏整備分科会長  
新 宮 康 男 殿

国 土 審 議 会 会 長  
秋 山 喜



平成13年10月19日付け国都企第18号にて国土交通大臣より当審議  
会に諮問のあった「首都圏及び近畿圏における工業（場）等制限制度の今後  
の在り方について」については、国土審議会運営規則（平成13年3月15  
日国土審議会決定）第7条第1項の規定に基づき、貴分科会に付託する。

